

『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』増補文案

(2019年11月13日現在)

追加する文言は下線をつけ、削除する文言は取り消し線を引いた。
項目間で未整理の文言もある。

(1) 宣言改訂以降の図書館の自由をめぐる問題 (p.14)

[前略]

1988年には絵本『ちびくろサンボ』が人種差別を助長する本であるとの批判を受けて、日本では絶版になった。しかしこの絵本が差別書であるかどうかはその後も論議が続いてお~~り~~、1999年には原作のままの日本語訳が刊行された。

[中略]

1997年には、タレント情報本の出版差し止めを認められるということがあり、個人情報をめぐる~~って~~、以後、出版の事前差し止めの法的判断の事例がいくつか出てくる。柳美里「石に泳ぐ魚」をめぐる2002年9月の最高裁判決は、プライバシー侵害を理由に小説「石に泳ぐ魚」の出版を禁じた。

[p.17 4行目に以下の記述を追加する]

少年事件にかかわる記事の提供についてはその後も論議が続いた。2006年の徳山工業高専学生殺害事件の報道をきっかけとして、日図協は1997年の見解を修正し、加害少年の推知報道については提供を原則とすることを2007年総会で確認した。

2000年、雑誌『クロワッサン』に差別的表現があるとして自主回収が発表されると、該当記事を切り取るなどの閲覧制限をする図書館が相次いだ。また『ハリポッターと秘密の部屋』で差別的表現に該当する箇所が削除され、未削除図書を提供しないよう要望があった。日図協は、差別的表現と批判された蔵書の提供についてあらためてコメントを公表した。

2002年に明らかになった船橋市西図書館蔵書廃棄問題について、最高裁は2006年の判決で「著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益」を「法的保護に値する人格的利益である」とした。このことは、熊取裁判判決で具体化されたように、利用者の権利を前提とすると理解される。

2003年に始まる住民基本台帳カード、2016年に始まるマイナンバーカードはいずれも図書館利用カードとして利用できる仕組みが準備されたが、利用者のプライバシーを侵害する恐れがないか慎重な対応が望まれる。

2005年に個人情報保護法が全面施行された当初、個人情報を含む名簿の提供をめぐるマスコミの過剰反応があり混乱があった。2008年には厚生事務次官殺傷事件の容疑者が国立国会図書館で政府職員録を閲覧していたことから、それらの利用停止が全国の図書館に求められた。国立国会図書館や都立図書館は2009年に名簿類利用許可制を導入した。

2008年、国立国会図書館は資料利用制限内規によっていわゆる法務省資料を利用禁止とした。ジャーナリスト齋藤貴男氏がこれを不服として提訴し、日図協、日弁連も利用制限措置の撤回と内規の改正を求めた。2010年に利用制限は解除された。内規は2018年に廃止され、国立国会図書館利用制限措置に関する規則

が制定された。

2008年には堺市でBL（ボーイズ・ラブ）図書排除の求めに対し、書庫入れして今後収集しないと図書館が回答したことに多くの批判が寄せられ、住民監査請求が起こされた。

2010年、『老いの超え方』に差別的表現があるとして「不適切な部分を削除する」旨の文書を図書館蔵書に貼付するよう出版者から要請があった。横浜市が1冊を残して複本を廃棄したことを不服とする住民監査請求があったが館長の裁量の範囲内であるとして退けられた。

2010年、岡崎市の図書館システムをめぐって二つの事件がおき、システムから大量の督促情報が流出した。図書館利用情報の流出はほかにもメールの誤送信、USBメモリやBM運用ノートパソコンの紛失、貸出レシートや予約票の抜き忘れなど多くの事例がある。

2012年、武雄市では民間ポイントカードを利用カードとする新図書館構想を発表し、指定管理者となるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（CCC）への貸出履歴提供が危惧された。市民や図書館界からの批判があり、利用カードは選択制となったが、行動記録が提供される問題は残っている。2015年にはCCCが指定管理者となった海老名市では選書の不透明さを批判されている。

2013年には松江市で『はだしのゲン』撤去請願が不採択になったのち、市教委事務局が学校図書館に閉架を要請した。図書館関係団体や漫画家団体から閉架再考の要望があり要請前に戻した。作品をどう評価するかではなく、所蔵資料を適切な手続きなしに閲覧制限することに図書館の自由の原則からの逸脱がある。

2015年には、加害者である元少年が書いたとされる手記『絶歌』について、出版の是非、図書館での取扱いが議論された。日図協は図書館資料の収集・提供の原則について（確認）を公表し、同書は自由宣言の提供制限要件に該当しない旨を確認した。

利用者の秘密の保護をめぐっては、「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護に関する基準」（1984年）で具体的基準を示してきたが、急速なICT技術の進展にともなう新たな課題に対応するため、2019年6月に「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」を策定した。

(3) 倫理綱領との関係 (p.18)

[項目名を変更]

図書館員の職業倫理

[前略]改訂時には「図書館員の倫理綱領」制定が検討中であり、そこでは当然ながら図書館員が主語になっていた。この宣言と「倫理綱領」は相補的役割を果たすべきものであるから、宣言では図書館を主語にしたのである。その倫理綱領は、1980年6月4日の日本図書館協会総会において制定された。[改行なしに]さらに、国民の知る自由を保障することは単に図書館員個々の問題ではなく、図書館という機関が総体として取り組むべき重要な課題であるという認識がそこに含まれている。

倫理綱領は、1980年6月4日の日本図書館協会総会において制定された。これは宣言の示す図書館の社会的責任を、日常業務の中で果たす役割をになう個々の

図書館員の、職務上守るべき事項をまとめ、自律的規範として社会に公表するものである。

1980年代には地方分権・規制緩和の動きを受けて図書館の委託が広がり、1990年代後半にはPFIによる図書館、NPO法人の受託する図書館ができた。2000年代には地方自治法の改正により指定管理者制度による図書館の管理運営が始まった。また、直営の図書館においても非常勤・嘱託職員、臨時職員、会計年度任用職員の割合が高くなっている。こうした図書館員は継続的に専門性を維持することが困難な状況にある。

倫理綱領にいう図書館員とは、館種を問わず、館内の地位・職種・雇用形態・資格の有無を問わずすべての図書館員であり、第6で述べる研修につとめる責任はとりわけ重要なものである。図書館の自由を守り、ひろげるうえでも自己研修、研修条件の整備は欠かせない。

(4) 知る自由と図書館の自由 (p.19)

[p.20 11行目より以下の記述を追加]

宣言の副文では、「知る自由」の根拠を、第一に「表現の自由」と「民主主義」の原理に求めている。従って、知る自由の権利内容については、政治のことを知らないとは政治に参加できない、という観点から導かれる、「情報民主主義」を支えるためのアクセス権として一面的に受け止められることもある。ただし、副文を読み進めると、知る自由とは、「いっさいの基本的な人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件」と、その権利がより幅広く説明されている点にも留意が必要である。例えば、憲法第25条（健康で文化的な最低限度の生活を送る権利）を保障するためには、国民は福祉制度に関わる様々な情報へ自由にアクセスできる環境が整えられていなければならない。幸福追求権（第13条）、職業選択の自由（第22条1項）、学問の自由（第23条）等も同様であり、多くの基本的な人権において情報へのアクセスは国民の権利行使の基盤となっている。そうした意味で、知る自由は「表現の自由」と表裏一体をなす、「情報民主主義」を支えるためのアクセス権だけでなく、その他の基本的な人権の権利内容にも含まれる幅広い権利であると捉える必要があるだろう。

さらに言えば、憲法に定められた基本的な人権の保障主体は、国または地方自治体と定められている。資料・情報を収集、整理し、保存することが法的にも任務とされている公立の図書館においては、知る自由を保障することは法令上の義務を伴う任務であることも改めて確認をしておきたい。

(12) 収集方針 (p.23)

[p.24の最終段落を以下のように修正する（前段については修正案未提示）]

なお、宣言のなかで「個人・組織・団体からの圧力や干渉」という文言をこの宣言のなかで各所に繰り返し使っているが、図書館の自由を脅かす存在として、「個人」はイメージしやすいとしても、「組織」と「団体」をどう区別するかはわかりづらいかもしれない。前文の副文にある文言と対比させると、「個人」「団体」は主に「社会的圧力」の主体として、「組織」は「権力の介入」の主体として大きく区分できる。したがって、「団体」は主義・主張をもったさまざまな団体や運動体(〇〇の会)などを想定しており、「組織」は図書館の上部組織・管理機

構である首長・議会・捜査当局など国、地方のいわゆる公権力を備えた行政組織・機構を主に想定このうちの組織には国の機関や地方行政機関などいわゆる公権力を含むものとしていることを付言しておきたい。

(17) 公貸権 (p.32)

[第3段落を冒頭へ移動する]

公貸権とは、英語の public lending right の日本語訳である。図書館における図書等の貸出回数や所蔵数に応じ、その図書等の著作者に、一公的に金銭を給付する制度を示す概念であるり、権利として行使されるものではない。この制度は、現在のところ、一北欧を中心に十数はじめとして 35 カ国で導入されている。

[中略]

公貸権が設けられた趣旨は、一の位置づけは各国によってさまざまであるが、主に、著作権の一部として運用されているケース、著作者に対する損失補償、文化保護のいずれかに分けられる。たとえば、一北欧諸国では、著作者等の経済的損失を補填するためではなく、一自国の文化や文芸活動を振興するために公貸権制度が設けられている。現在、一公貸権を導入している国では、国や地方自治体の基金から補償金が支出されている。日本においても、一図書館の資料購入予算に影響を与えることのない形での制度設計を求めていく必要がある。一方で、一著作者は国や地方自治体から経済的支援を受けることになるため、思想統制につながる可能性があり、この点においても注意が必要である。しかし日本の図書館普及状況や出版流通状況を考えた場合、一安易にこの制度を導入すれば、例えば資料購入予算の削減や、貸出しサービスの抑制、ひいては知る自由を損なうことにつながるおそれもある。

(18) 第3 図書館は利用者の秘密を守る。(p.34)

この条項は、1954年宣言では副文案の「一検閲反対」の項目のなかに含まれていたものである。それが独立した主文になったのは、一その後1970年代以降、警察などの捜査活動が図書館利用者のプライバシーを侵害するおそれのある事例が、各地に生じてきたためである。

[中略]

一このように、個人が図書館を利用することで、図書館が知りうる事実として

(1) 一利用者の氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、勤務先、在学校名、職業、家族構成など在勤在学の情報等

(2) 一いつ来館（施設・サービスを利用）したかという行動利用（アクセス）記録、利用頻度等

(3) 一何を read したかという読書事実、予約・リクエスト、複写物入手の事実、おまびレファレンス記録等

(4) 一読書傾向

~~(5) 複写物入手の事実~~

などがあげられる。いずれも利用者のプライバシーに属することであり、これらの事実は、本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、目的外に使用したりすることは許されない。特に、一収集した情報から家族の情報を結合することは避けなければならない。

また性的マイノリティに対する配慮から、公的機関の申請書類において性別の記入欄が廃止される動きがある。プライバシーに属する情報を多く保持する図書館においては、性別に限らず必要以上に個人の情報を収集してはならない。また、収集する情報の範囲についても、適宜見直す必要がある。

近年、図書館へのコンピュータの導入が進むなかで、その記録蓄積・連結・抽出・絵合などの機能によって個人情報に本人の知らないうちにほかの目的に利用されるおそれが強く指摘されている。

現在の図書館は、これらプライバシーに属する情報のほとんどが図書館システムなどのコンピュータ上に管理されている。このため、記録蓄積・連結・抽出・統合などの機能によって個人情報に本人の知らないうちにほかの目的に利用されることが可能になっている。

このような状況のもとで図書館サービスを実施するには、1984年の「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」（以下、「基準」）では対応しきれない面も顕在化してきた。

このため、基準では対応しきれない部分について修正し、新たな指針を提示するものとして、2019年に「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定した。

ガイドラインで示している基本は、必要最小限の情報を必要最短期間保持することを原則とすること。原則に基づいた収集方法、管理方法や削除時期などについて定め、公開することである。

具体的な注意点等については、ガイドラインをあわせて参照していただきたい。

注●「裁判所の令状に基づく図書館利用記録の押収―『地下鉄サリン事件』捜査に関する事例」（『図書館雑誌』89(10)p.808～810）。なお、同館では本事件後に複写申込書等の保存期間を見直している。

（21）読書傾向（p.36）

個々の読書事実ばかりでなく、個人の読書傾向もまた外部に漏らしてはならない。実際にある大学において、母国からの留学生の読書傾向の報告を求めてきた在日外交機関の例がある。

個々の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、公権力がこれを図書館に要求するならば、思想傾向、宗教、セクシャリティなど「内面の自由」の把握を目的とする明らかな思想調査であるといわなければならない。

[以下の記述を追加]

2015年に改正された個人情報保護法では、新たに「要配慮個人情報」の規定を設けた。本人の信条を含む「不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」個人情報と定義され、本人の事前同意を得ない第三者への提供は禁止されている。だが、一方で内閣府外局の個人情報保護委員会は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」で、「情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない」としている。読書記録が「要配慮個人情報でない」というのは、不当な差別や偏見から国民を守ると謳う個人情報保護法の趣旨と矛盾する。

厚生労働省によれば、思想信条にかかわらず本来自由であるべき「購読新聞・雑誌・愛読書など」を採用選考時に尋ねることは就職差別につながる（「公正な採

用選考の基本」)。多くの自治体の条例には、個人情報保護法と同様「要配慮個人情報」の規定がある。読書記録は「条例での要配慮個人情報に当たる」と、各自治体は判断すべきである。

また、2019年に制定された「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」に定めるとおり、資料管理の範囲を超える情報の収集や管理を伴うサービス（利用履歴活用サービス、マイページ、読書通帳など）については、「オプトイン」を原則とし、導入する場合には図書館内で慎重に検討し、十分な安全対策を講じる。

(22) 貸出記録の保護 (p.36)

個人の読書事実を示す資料の閲覧・貸出しに伴う記録やレファレンス・サービスの記録は、外部に漏れないように慎重に管理されなければならない。

[以下、大幅に書き換え。「基準」に関する内容は(18)(前文)へ移動。]

現在の図書館は、保持する情報のほとんどをコンピュータ・システム上に保持している。このことはガイドラインで述べているとおり、大量なデータの迅速な処理が可能となった反面、ひとたび情報流出があると大きな被害をもたらすことになることを、常に認識しておかなければならない。

貸出記録の保護にあたっては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」および、各自治体の個人情報の保護に関する条例（いわゆる個人情報保護法制）に規定された条項等、適用される法令を遵守することは当然のことである。そしてその前に、図書館は、利用者の内心やセンシティブ（機微）情報といったプライバシーを、個人情報保護法で規定されるずっと以前から大切に守ってきたという事実も忘れてはならない。

学校図書館・大学図書館システムを中心に、貸出記録すべてを機械的に保存するシステムが増えている。しかし、利用者の内心やセンシティブ（機微）情報といったプライバシーを守るという観点からは、そぐわないものである。

また、過去の貸出記録が適切に廃棄されていなかった事例もあり、注意が必要である。

一方、希望する利用者が、自身の貸出履歴などを活用するサービスが始められている。このようなサービスを導入する場合、サービスの利用について希望者のみ選択でき、希望者のデータのみを保存する方式とするなど、ガイドラインを参考に保護と利用のバランスを検討しなければならない。

あわせて、履歴の情報を図書館側で保持するのではなく、利用者が一定期間自由に出力できる機能を、システムに持たせること等も検討すべきである。

いずれにせよ、現在の図書館システムはインターネット環境下にあり、常に外部からの脅威に晒されている。このため、ガイドライン等を参考に、必要かつ妥当なセキュリティ対策を常に検討し、実施していく必要がある。

また、運用する職員が、図書館における個人情報の保護の重要性を常に認識するよう努めねばならない。

(24) 利用事実 (p.37)

第2項は、第1項に掲げた読書事実以外の利用事実に関する項である。これらも利用者のプライバシーに属するものであるから、本人の許諾なしに第三者に知らせ

てはならない。来館のつど、施設の利用に関して、入館記録、書庫立入簿などに住所・氏名を書かせることのないようにし、登録手続きのさいも必要最小限の記録にとどめるようにすることが望ましい。

[以下の記述を追加]

ガイドライン6(4)で指摘のとおり、国や自治体が発行するカード、民間ポイントカード、学生証等を図書館カードとしても利用する場合、一定の利用事実が共有されることが前提であると認識し、利用者の同意または、リスク周知を行わなければならない。

特に大学においては、図書館も含め「学認」等を利用した、シングルサインオンが一般化している。大学図書館においても電子ジャーナルの利用等において欠かせない基盤となっており、カードの共用化は避けられない。このようなことは、公共図書館における電子書籍・ディスカバリーサービスの提供や座席予約システムの利用などにおいても、同様の情報共有が発生する。

このように、複数の外部サービスと連携して図書館サービスを展開することが必須になっている。このため、これらの外部サービスとの間で共有する情報はあらかじめ最小限となるように設定しなければならない。

特に、文献管理ソフト等、図書や論文のタイトルや検索履歴を記録できるデータベースを、外部システムによって提供する場合、ガイドライン6(1)で示す視点を参考にして、図書館が主体的に検討し、決定する必要がある。

文献複写申し込みの記録については、利用者の申し込みが著作権法第31条の要件を満たすかどうかを審査するために行っていることを念頭に置いて、その記録範囲を最小限にしぼり、しかも図書館が慎重に管理し、外部へ漏れることのないようにするとともに、記録の保存期限についても最小限にする必要がある。

図書館で行われる集会・行事への参加者の名簿も、利用者の行動記録として利用されることがあるから、外部へ漏れないように管理する必要がある。

危機管理の視点から、図書館においても、監視カメラの設置が広がっている。しかし、記録された映像には利用事実、時には読書事実が記録される可能性があることに注意し、法律・条例等に定められた個人情報保護規定以上の図書館独自の運用基準を定めて、運用するべきである。特に録画された映像の保存期間に注意し、安易に長期間保存することのないようにするべきである。

要は、そうした記録類が図書館利用の目的以外に使用されないようにすることが肝心であり、それを保障するために東村山市の例が示すように守秘義務を条例化していく例が増え、これが国の法制にも一定の影響を与えていくことが期待される。さらに、近年は国際貿易上の要請もあり、個人情報については法律及び条例等(いわゆる個人情報保護法制)により厳しく保護されるようになっている。それらをふまえた対応が必要である。

(25) 外部とは (p.38)

読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか。

独立した教育機関としての公立図書館であれば、その組織体としての図書館以外はすべて外部とみなすことが容易である。従って上部機関である教育委員会や首長部局等も、その行政権限は利用者個々の読書事実、利用事実の報告にまでは及ばないし、そうした報告を求めるべきではないという良識を前提として、外部に

含めることができる。

[以下についてはこの項目から分離し、(26) 学校図書館にとっての「外部」と子どものプライバシー項目を新設する。]

(26) 学校図書館にとっての「外部」と子どものプライバシー

[項目を新設し、“外部とは”の3段落以下の記述を次のように修正する]

学校図書館の場合も一つと問題が複雑である。学校図書館はそれを設置している学校の一部局であり、独立した教育機関とはみなしがたい。従って、教育委員会や公共図書館を含め学校外の機関や団体・個人に対してはその自主性を主張できるとしても、その学校内の校長や教頭・教員に対してはどうか。

校長や教頭、教員が自ら指導の責任を負っている個別の教育指導を行うにあたって、児童・生徒の読書に関心をもつのは当然であり、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となろう。持つことは理解できる。特に、担任教員については、自身の学級の読書状況を詳細に把握したいというケースも少なくないだろう。こうした教育指導上の要請を前に、学校図書館の担当者が貸出記録等の提供を拒むことに対しては、「教員と児童・生徒の信頼関係があれば、プライバシーは問題にならない」(「プライバシーが問題にならないような信頼関係を児童・生徒と教員の間でつくるべきだ」)といった批判が寄せられることもある。しかしけれども、読者である児童・生徒の立場にたてば、独立した人格を持っているのであるから、何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともあろう。その読書興味の中には、たとえ両者の間にどのような信頼関係があるとしても、知られたくないような心の領域が含まれる場合もあるだろう。「子どもの権利条約」第16条が表明しているように、子どもにもプライバシーはあり、その権利は保護されなければならない。

そもそも学校図書館が管理している読書事実・利用事実は、図書館で利用した本の情報が中心であり、児童・生徒の読書生活のすべてを反映しているわけではない。よりよい教育指導のために一人ひとりの読書状況を教員が知りたいと願うのであれば、それこそ両者の「信頼関係」の下で、どのような本を読んでいるかを直接聞いたり、読書ノートをつけさせたりして、児童生徒がその教員に対して自ら開示してよいと思う(知ってほしいと思う)読書内容をもとに指導を行う、というような方法をとるべきである。

また、学校図書館が管理する読書事実・利用事実は、他の図書館と同様、資料管理を目的として集められたものであり、子どもたちを管理するためのものではなく、教育指導上の目的にそれを活用することは原則として(児童・生徒個人の生命・安全を脅かすような緊急の場合を除いて)なじまない。

従ってこのように、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いとの対立については、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければならぬ。→まず、学校図書館員はそうした理解(コンセンサス)が広まるように努めなければならない。また、児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような(記録が残らないような)貸出方式を採用することは、その前提であろう。なお、読書事実・利用事実を読書指導等に活用すべきでないことは、貸出記録等を直接取り扱う立場にある学校図書館員(学校司書、司書教諭、係教諭等)にとっても同様である。

もうひとつの問題は、親保護者の教育権との関係である。親保護者は子どもの全生活について知りたい欲求をもち、読書生活もその例外でないとするれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。この問題は、学校図書館ばかりでなく公共図書館でもおこりうる。個人情報保護法令では、12歳未満の子どもの保護者は、子どもの情報の利活用において本人と同等の権利をもつという解釈もあり、さらに複雑な問題を含んでいる。

しかしながら、これこの問題も前述の場合と同様、親子間の信頼関係によつて解決するほかなくしうるものであり、一般的にはな対応としては（緊急の場合を除いて）「どうぞお子さんから直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う学校図書館員—児童図書館員の姿勢でなければならぬ。

(27) 法令との関係 (p.39)

[項目名を変更]

捜査への対応

[第 2 段落 4 行目 次の箇所を改行]

また、~~刑事訴訟法第 197 条第 2 項は~~[中略]

[前略]

[3 段落は改行なく前段につなげる]これに類似の規定は、同法第 279 条、弁護士法第 23 条の 2 にもある。また、民事訴訟法第 186 条に基づく調査嘱託によるデータ提供要請も同様である。

個人情報保護法制では個人情報を第三者提供する場合は、あらかじめ同意を得ることを原則としている。同法制の中には、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があり、かつ、やむを得ないと認められるとき」には、本人同意がなくとも第三者提供が可能という定めるものもあるが、照会書を提示されたときに、本人の同意なしに個人情報を捜査機関などに提供した場合は、提供した図書館が提訴される可能性がある。

表現の自由・思想の自由にかかわる機関としての図書館は、なによりも読者のプライバシーをはじめとする基本的人権を最大限に擁護することを優先すべきであり、公務所であるからといって法の保護するところを越えてまで協力する必要はないという立場を明確にしておきたい。2019 年に民間のポイントカード個人情報流出に関連して、衆議院法務委員会における質疑で国立国会図書館総務部長が「国立国会図書館では、令状なしの利用履歴の提供に応じたことはございません。今後も同様でございます。」と答弁している(注)。憲法が示すとおり、令状主義を原則と考える。

(注)2019 年 1 月 23 日衆議院法務委員会

(28) 守秘義務の及ぶ範囲 (p.39)

[中略]しかし、私立の機関の職員及び公私を問わず最近増えているいわゆるアルバイト雇用者やボランティア協力者には、この規定は適用されない。さらに、近年は国公立の機関における派遣労働者、業務委託や指定管理による職員など、公務員法の適用のない方々もいる。このような人びとや業務委託を受けた人びとについては、雇用契約や委託契約に業務上知りえた秘密を守る義務のあることを、雇用

契約や業務仕様書に明記し、なければならない。個人情報保護法制定後、図書館での利用者情報の扱いはますます重要視されている。図書館ではたらく人びとすべてに利用者のプライバシーを守る必要があることを理解してもらうことに務めるべきで必要がある。

現在のように、各種の情報手段が発達し広く流通する時代にあっては、利用者のプライバシー保護が読書の自由を保障する重要な条件のひとつであることを肝に銘じておきたい。

(30) 国民の支持と協力 (p.44)

[以下のように大幅に書き換え]

図書館の自由の実現においては「国民の支持と協力が不可欠」である。実際に、資料の収集・提供やプライバシーの保護をめぐる問題が生じた場合に、国民からの支持が図書館の自由を実践する後押しになった事例は数多く存在する。図書館の自由の実現にとって国民は重要なパートナー（協力者）であり、こうした観点に立てば、宣言の末文にある図書館の自由の実施主体には、図書館員だけでなく図書館に関心のある国民も含まれる、と考えるべきだろう。図書館の自由に対する理解は着実に広がってきており、市民団体である「図書館友の会全国連絡会」が掲げる「私たちの図書館宣言」にもその理念は明記されている。

国民の支持や協力は、豊かな図書館体験を基盤として形成されるものである。言い換えれば、ひとりひとりの資料要求を図書館が真摯に受け止め、必要とする情報・資料を確実に提供することによって、国民は知る自由という権利の尊さを学び、他者の知る自由を尊重するという意識をつくりだすことにつながるのだろう。

逆に言えば、ひとつひとつの図書館で図書館の自由をめぐる問題が起こる背景には、真に国民の知る自由を保障するよいサービスを日常的に実践できていない現状があるとも言える。または、その図書館で、図書館の自由をめぐる問題が生じていないとしても、問題が可視化されないほどに、図書館の自由が国民（利用者）に理解されていない可能性も否めない。

こうした問題を解決するためには、図書館の自由のもつ意味を利用案内や掲示などを通じてたえず利用者に伝えることも欠かせない。宣言のポスターやパネルを館内に掲示する動きは多くの図書館でみられるようになったが、その内容を利用者により深く理解してもらうためには、岡山市立小中学校の図書館にみられるような、宣言の内容を子どもたちにもわかりやすく表現したポスター「としょかんのちかい」を掲示するという方法もあるだろう。また、図書館の自由を日常活動のなかで常に見つめ直すためには、ひとつひとつの出来事を真摯に議論しあう場として、名古屋市立図書館のように図書館の自由の問題に取り組む常設の組織をつくることも重要である。

利用者が宣言を知り、その尊さを図書館サービスのなかで実感していくことで、はじめて「図書館の自由に対する国民の支持と協力」の基盤が形成されるのである。